

1 目的

- (1) ケアマネジメントの質の向上（プランナーの適正配置による負担軽減）
- (2) 3職種の負担軽減（包括的支援事業への一層の注力）

2 現状の課題

- (1) プランナーの人員配置に余裕がなく、ケアマネジメントに十分時間をかけられない。地域資源を取り入れたプラン作成には十分な時間が必要である。

（要因）

包括的支援事業は委託により、必要な経費が確保されているが、指定介護予防支援事業所としてのプラン作成は事業所の独立採算である。国の定める予防プラン報酬の単価が低く、質よりも効率性を求めた人員配置となる傾向にある。

- (2) プランナーだけではプラン作成数をこなせず、結果として3職種がやむを得ずプラン作成し、包括的支援事業への注力ができない状況にある。

3 見直し概要

【方針】

地域包括支援センターを準公的機関とみなし、指定介護予防支援事業所として利益を追求することなく、質の高いプランの作成に対応できる人員配置を求める。（参考：厚労省通知 老振発 1 1 2 9 第 2 号）

【内容】

- (1) 包括的支援事業に加え、指定介護予防支援事業所業務も委託する。
⇒センター全体運営に係る経費とプラン収入の差額（必要経費）が委託額
包括的支援事業の人件費上限残額をプランナー人件費に流用可能
但し、効率性の面から赤字補填額の上限（200～300万円）あり
- (2) 結果として、指定介護予防支援事業で利益を出すことはできない。
基本的にはセンター運営にかかる経費が収支均衡となる。損も得もない。

4 留意事項

- (1) 令和3年度契約より適用する。
- (2) 受託法人においては改正の主旨を鑑み、適正な人員配置に努力する
- (3) 単なる介護保険サービスの利用だけにとどまらない質の高いケアマネジメントを実践できるよう、自立支援サポート会議での学びや生活支援コーディネーターと情報共有するなどし、インフォーマルサポートを積極的に取り入れること。

老振発 1 1 2 9 第 2 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

地域包括支援センターの運営費に関する地域支援事業交付金の算定方法について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、地域支援事業における地域包括支援センターの運営費の算定に関して、会計検査院より意見表示が行われました。つきましては、下記の点について御了知の上、取扱いに遺漏のないよう、管内実施機関及び関係機関に対し、周知徹底を図っていただくようお願いします。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 地域支援事業交付金の取扱い

（１）地域包括支援センターの運営経費

地域包括支援センターの運営費については、地域支援事業交付金のうち、包括的支援事業の対象経費としている。一方で、地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所として指定介護予防支援を実施し、予防給付による介護報酬を得るとともに、第 1 号介護予防支援事業所として介護予防ケアマネジメントを実施し、介護予防・日

常生活支援総合事業において事業にかかる経費の交付を受けている。

(2) 兼務職員の人件費の算定

地域包括支援センターにおいて、指定介護予防支援や第1号介護予防支援を兼務する職員の人件費については、包括的支援事業に従事した分のみが対象経費となることから、兼務職員の人件費については、包括的支援事業の実施に必要な経費が包括的支援事業にかかる地域支援事業交付金の対象となる。

2 会計検査院からの意見表示

会計検査院が全国の地方自治体に対して検査を行ったところ、兼務職員の人件費が適切に算定されていない実態が見られ、会計検査院から厚生労働省に対し、適正な交付額の算定方法を具体的に示し、周知を行うことが意見表示された。

3 意見表示を踏まえた今後の取扱方針

会計検査院の意見表示を踏まえ、地域包括支援センターの安定した運営を確保しつつ、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の収入と、包括的支援事業における交付金の重複の解消を図ることを目的として、地域支援事業交付金の交付額の算定方法について、以下の取扱方針とすることを予定している。

ア 当該年度の地域包括支援センターの総支出（指定介護予防支援事業所や第1号介護予防支援事業所としての支出を含む総ての支出）から、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる収入分を控除した金額を交付の基準とする。

イ ただし、介護予防支援業務や介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ委託している場合には、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費から、居宅介護支援事業所へ支払った委託金額を控除した額を介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる収入として取り扱う。

ウ なお、当該取扱によることとしたことにより、委託先法人の事業の実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等には、平成32年度までの間、個別に協議を受け付けた上で、交付の対象とする。

4 その他

(1) 新しい取扱方針の適用について

3に示した今後の取扱方針については、地域支援事業交付金交付要綱を改正し、平成29年度の交付金より適用することとする。

（２）委託料の算定について

地域包括支援センターの適切な運営のためには、市町村において、当該地域包括支援センターの業務量等を踏まえて適切な委託料が計上される必要があるが、一部の市町村において、委託型地域包括支援センターの委託料が十分でなく、このため適切な人員体制がとれない等の実態があると聞いているところである。

市町村においては、今般お示しした新しい取扱方針も踏まえつつ、委託先の地域包括支援センターにおいて適切な業務実施が可能となるよう、委託料の算定については、十分に配慮するようお願いする。具体的には、地域包括支援センターが、総合相談支援業務や介護予防支援等に関する実際の業務量に応じた職員配置に必要な運営経費を得て安定的な運営を行うためには、記３アにより算出された交付の基準の額を十分に考慮されることが必要であると考えている。

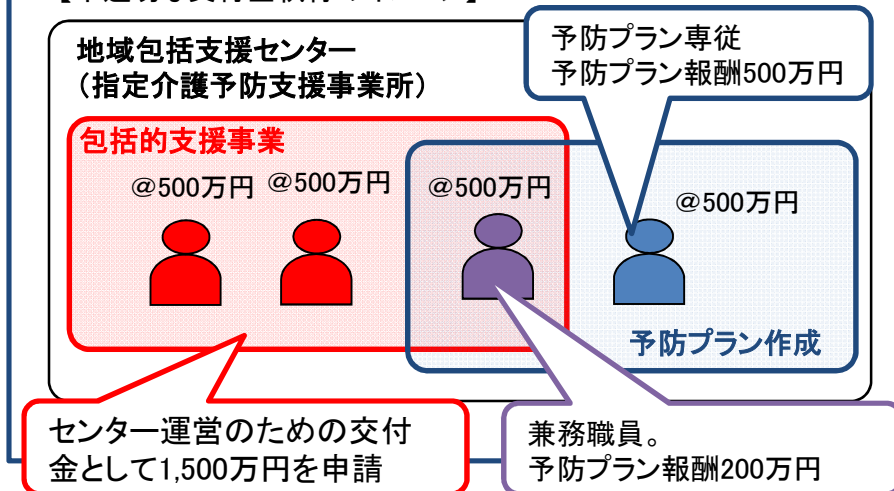
なお、地域包括支援センターの業務や収支の状況の確認については、地域包括支援センター運営協議会を活用されたい。

地域包括支援センターの運営費に関する会計検査院の意見表示と今後の対応方針について

地域支援事業交付金の取扱

- 地域包括支援センターの運営費は、主に
 - ① 包括的支援事業費(総合相談支援等の実施)と、
 - ② 介護予防支援・第1号介護予防支援(予防プランの作成)の2つに関する収入が成り立っており、両者は予算上それぞれに分けて計上される必要がある。

【不適切な交付金執行のイメージ】



→ 実際の運営費2,000万円を超える2,200万円の収入となる。✕

会計検査院の意見表示

市町村に対して、…(略)…同業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示する。

意見表示を踏まえた対応方針

- 地域包括支援センターの安定した運営を確保しつつ、介護予防支援費等と包括的支援事業に係る交付金の重複の解消を図る。
- 地域包括支援センターの運営費から介護予防支援等にかかる報酬額を控除した額を交付の基準とする。

(具体例)

	ケースA	ケースB	ケースC
センター運営費(A)	2,000万円	2,000万円	2,000万円
委託料(B)	1,500万円	1,000万円	1,500万円
予防プラン報酬(C)	700万円	700万円	300万円
交付の基準(A-C)(D)	1,300万円	1,300万円	1,700万円
備考	上記図の例で、検査院が問題とするケース。委託料は1,300万円となる。ただし、200万円についても個別事情を踏まえて、交付対象とする。(最長平成32年度まで。)		

※「予防プラン報酬(C)」は、予防プランの作成を外部委託している場合には、居宅介護支援事業所に対し支払った金額を控除した額

対応のスケジュール

- 地域支援事業交付金の交付要綱を改正し、平成29年度の交付金より上記の取扱を適用する。

ケアマネジメント強化の新たな3本柱

本人の「したい、できるようになりたい」を大切にした自立支援型の
ケアマネジメント ⇒ 入口から出口までの流れを強化

ケアマネジメント

サービス

つなぐ地域資源

リハ職の介入（地リハ活動）
で通いの場の機能向上



短期集中型 サービス

⇒リハ職による訪問
と通所を組み合わせた
生活機能の改善にむけ
たサービス
⇒自立に向けた動
機づけ、セルフケ
ア力の向上



生活支援コーディネーターと
連携し、地域資源につなげる

フレイル
チェック

要支援でも参
加できる場を
目指す

ほぼ自立

フレイル
チェック

自立

住民主体の通いの場
（介護予防、参加、生活支援）**144箇所**
町内健康体操 **（68箇所）**
各種サロン、認カフェ

スッキリしゃっきり体操
（各地区で週1）
各センターサロン



スポーツクラブ
各種民間サービス（喫茶店、
娯楽、旅行、ショッピング等）

通所（デイサービス等）
インフォーマルサービスでは難しい場合
（疾患リスク高、認知症、移動困難等）
専門職による必要な支援を実施



上下間も行き来するし、併用もある

① プランナーの適正配置
⇒包括支援センター委託見直し

② （R1～）リハ同行支援
⇒アセスメント、
動機付けの側方支援



地域リハビリテーション活動支援事業

③ （R1～）自立支援サポート
会議～みんなでもう一歩～
⇒多職種の視点で自立を学び
あう、専門性の技術移転



多職種で目標（ストー
リー）を共有する！

通いの場等での専門職によるフレイルチェックによりサービスにつなげる逆の流れも